

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所の 解体撤去に係る環境保全に関する覚書

北九州PCB処理事業所では、令和5年度末をもって、高濃度PCB廃棄物の受入・処理が完了した。今後、PCB廃棄物処理施設の解体撤去に移行することから、北九州市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）が、令和3年4月1日付けで締結した「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」（以下「協定」という。）に関して、協定内容を解体撤去に合わせた事項にするため、今回改めて「中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所の解体撤去に係る環境保全に関する覚書」を締結するもの。

（定義）

第1条 協定における「処理事業」に「PCB廃棄物処理施設の解体撤去」を含める。

（変更）

第2条 処理事業の進捗に伴い、協定第3条に定める総合的環境保全対策は、乙が定めた解体撤去実施マニュアル等に基づき、これを推進する。

第3条 甲は、協定第7条に定める大気汚染物質の協定値について、協定第14条に定める環境モニタリング計画に基づいて乙が行う環境モニタリングの測定値、並びに甲の行う行政検査の測定値により、その遵守状況を確認する。

2 乙が、PCB処理施設の維持管理のために行うオンラインモニタリングの測定値は、乙の自主管理とする。

3 環境モニタリングの項目については、解体撤去の進捗状況に合わせ、都度見直し、環境モニタリング計画に反映する。

第4条 乙は、環境モニタリング計画について、当該年度の実施計画を策定の上、前年度3月末までに甲へ提出する。

2 乙は、前項の計画に基づいて実施する環境モニタリングの結果について、甲へ報告する。

第5条 処理事業の進捗に伴い、協定第22条第1項別表2、協定第22条第3項で定めるその他資料については、それぞれ以下に定めるとおりとする。

別表2

名称	提出時期
解体撤去工程表（年間）	年1回
解体撤去実績	年1回
トラブル事象連絡簿	3月毎
トラブル事業連絡簿別表（フォローアップ管理簿）	3月毎
ヒヤリハット事象対応状況	3月毎
天井裏温湿度グラフ（特殊解体室・仕分室・プラズマ前処理室）	毎月

協定第22条第3項で定めるその他資料

名称	提出時期
環境安全監査室及び内部統制監査チームの年間活動報告並びに 両者による活動結果を受けた対策実施状況	年1回
セーフティネット活性炭前後の排気PCB濃度管理値超過事象	随時

（削除）

第6条 協定のうち、PCB廃棄物の処理に関連した内容について、以下各号のとおり項目を削除し、読み替える。

- 一 協定第4条第1項の「長期」を削除する。
- 二 協定第4条第2項、及び第3項を削除する。
- 三 協定第5条を削除する。
- 四 協定第13条を削除する。
- 五 上記一号、及び二号に伴い、協定第18条の「長期」、「長期処理計画及び各年次計画」、及び「第5条の受入基準」を削除する。

（効力）

第7条 本覚書の効力は、締結の日から令和6年4月1日に遡って発生する。

（廃止）

第8条 令和3年4月1日に締結した「覚書」は、本覚書の発効をもって廃止する。
ただし「覚書」廃止前に行った行為についての取扱いは、なお従前の例による。

この覚書を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管する。

令和 6 年 10 月 31 日

甲 北九州市環境局長 兼尾 明利

乙 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所長 渡辺 謙二